

倫理違反調査会規則

公益社団法人 東京都山岳連盟

(目的)

第1条 公益社団法人東京都山岳連盟の倫理規定に違反の疑いがある行為が倫理違反か否かを調査する倫理違反調査会の規則を定めたものである。

(倫理違反調査会の開催依頼)

第2条 会長は倫理違反の疑いがある行為の連絡を受けた場合に倫理違反調査会のメンバーを選任し調査を依頼する。

- 2 会長が倫理違反の調査対象者となった場合は、副会長または専務理事が倫理違反調査会のメンバーを選任し調査を依頼する。

(倫理違反調査会リーダー)

第3条 倫理違反調査会の開催依頼者が倫理違反調査会のリーダーを任命する。

(役割)

第4条 倫理違反の疑いがある行為についての調査を行う。

- 2 倫理違反調査会の調査した結果を記載した調査報告書を作成する。
- 3 調査報告書を倫理違反調査会の開催依頼者へ提出する。開催依頼者は倫理違反の報告を受けた場合、倫理委員会を立ち上げる。
- 4 調査した結果の通知が必要な場合は、通報者へその内容を通知する。
- 5 必要な経費があれば速やかに財務へ仮払い請求を行なう。

(権限)

第5条 倫理違反調査会は以下の権限を持つ。

- ・調査対象となった部署の事業報告資料その他資料の閲覧とコピーの禁止を運営委員会へ宣言し、保管場所の変更指示を行なえる。
- ・調査対象となった役職員へのヒアリング。状況によっては会長または副会長、専務理事などへヒアリングの依頼を行う。

(情報保護)

第6条 調査内容を倫理違反調査会以外のメンバーへ漏洩してはならない。ただし、調査上必要な情報は倫理違反調査会リーダーの許可を得て他に開示することができる。

(解散)

第7条 倫理違反調査会は倫理違反調査会の開催依頼者へ報告書を提出し受領された後、倫理違反調査会開催依頼者が解散を決定する。

(改廃)

第8条 本規則の改廃は運営委員会の議決を要する。

附則

2017年10月 発効